## 少年・刑事財政基金寄付金募集規則(規則第百三十五号)中一部改正

少年・ 刑事財政基金寄付金募集規則 (規則第百三十五号) の一部を次のように改正する。

補助するため、会員及び会員外に広く呼びかけ、寄付金の募集を行う。準では十分に賄われていない国選弁護人及び国選付添人の活動を支援する制度の維持・発展のために要する費用を接する制度並びに国選弁護制度及び国選付添人制度の更なる拡充のため現在の国選弁護人及び国選付添人の報酬基実施する当番弁護士制度、当番付添人制度、罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添の活動を支実施する当番弁護士制度、当番付添人制度、罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添の活動を支第一条を次のように改める。

第三条第一号中 「おける活動」 の 下 に 国選弁護制度及び国選付添人制度」 を加える。

第一条及び第三条第一号の改正規定は、附 則 令和六年四月一 日から施行する。